

## 指定介護予防支援事業者の指定拡大による契約手続き等について

R6年4月以降の事業者	担当ケアマネジャーの所属	R6年4月以降の契約手続き
地域包括支援センター	地域包括支援センター	変更なし
地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者 (地域包括支援センターからの一部委託を受託)	
指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)	指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)	利用者との契約の締結 ※ 利用サービスにより、介護予防ケアマネジメントとなる場合は、速やかに地域包括支援センターと連携してください。

### 【参考】

<介護保険法の一部改正に伴う変更点>

令和6年4月から指定居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになる。

(総合事業のサービスのみは介護予防ケアマネジメント業務のため、現行どおり地域包括支援センターが実施)

	サービス(例)	ケアマネジメント費	ケアマネ (令和6年3月まで)	ケアマネ (令和6年4月～)
事業対象者	事業のみ	介護予防ケアマネジメント費	地域包括支援センター (指定居宅支援事業所へ一部委託可能)	地域包括支援センター (指定居宅支援事業所へ一部委託可能)
	事業のみ			地域包括支援センター※2
要支援1・2	給付※1+ 事業	介護予防給付費		指定介護予防支援事業者(指定居宅介護支援事業者)

※1 給付サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、福祉用具 等)

※2 居宅介護支援事業者が介護予防支援事業の指定を受けない場合は、これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を継続。